

令和4年新庁舎等建設特別委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年8月16日
2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
3. 開 会 令和4年8月16日 午前10時 委員長宣告
4. 協議・報告事項
 - (1)新庁舎等建設進捗状況について
 - (2)杉山第三学園との意見交換会について
 - (3)その他

議事日程

令和4年8月16日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議・報告事項

- (1)新庁舎等建設進捗状況について
 - (2)杉山第三学園との意見交換会について
 - (3)その他
-

出席委員（9名）

委員長	安藤信治	副委員長	大沢まり子
委員	清水亮太	委員	福井俊雄
委員	奥村悟	委員	伏屋光幸
委員	安藤雅子	委員	山田儀雄
委員	岡本隆子		

その他出席した議員

議長 高山由行

欠席委員（1名）

委員 谷口鈴男

説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
総務部長	各務元規	建設部長	鍵谷和宏
民生部長	小木曾昌文	総務防災課長	古川孝
総務防災課 庁舎整備係長	板屋達彦		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷浩輝	議会事務局 書記	井戸芳枝
--------	------	-------------	------

委員長（安藤信治君）

皆さま、こんにちは。

新型コロナウイルスも、お盆ですけれど一応3日間終わりました、報道などで行楽地の状況を見ると、これはとても止まりそうもないなという感じを私は受けております。そういった中で皆さんも十分注意していると思いますが、9月定例会を控えます、無事に乗り切りたいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席委員数は9名で定足数に達しておりますので、これより新庁舎等建設特別委員会を開催いたします。

先ほど議長からご説明がありましたように、谷口鈴男委員から本日の委員会に欠席する旨の届出がありましたので、ご報告させていただきます。

それでは、まずはじめに、議長から挨拶をお願いします。

議長（高山由行君）

議会運営委員会、全員協議会の後に、新庁舎等建設特別委員会ということで、よろしくお願いします。

新庁舎については諸々ありますが、反対の方、賛成の方、自分の言葉で議員として、しっかりと意見を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございました。

続きまして、渡邊町長、ご挨拶をお願いします。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。特別委員会の開催ということで、新庁舎等建設特別委員会、これ正式な会だと思っておりますけれど、色んな意見があるのは承知をしておりますけれど、納得がいかない非常に空しい時間を私自身も今過ごしているわけでありまして。徹底的に議論をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございました。

それでは、協議事項に入りたいと思います。新庁舎等建設進捗状況について説明をお願いします。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、農地転用申請にかかる県との協議経過のご報告と今後予定しています町民説明会

についてご説明させていただきます。

それでは、係長より説明いたします。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

それでは、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

はじめに資料1をご覧ください。先般、7月7日の全員協議会でも説明をさせていただきましたが、こちらは農地転用申請の県の審査にあたり疑義がありましたので、7月5日付けで県に説明を求めたものであります。内容については省略をさせていただきますけれども、位置条例の制定見込みについて、突然として町に求めることになったことへの説明を求めたものでございます。

裏面をご覧ください。こちらは7月15日付けで県から示されました回答です。町からの質問事項の一つ目になりますけれども、位置条例の制定見込みが県の審査に必要であることを何故事前に教えていただけなかったのか。こちらについての県の回答であります。まず位置条例の制定については、地方自治法上、新庁舎を適法に共用するにあたり当然に必要な手続きであります。そのことは御嵩町としても知っていて当然でありましようというようなものでございました。その上で、農地転用後に庁舎が確実に共用されることを確認するため、位置条例の制定の確実性を確認する必要があると、県は判断したというものであります。

質問事項の2つ目になりますが、位置条例の制定見込みが県の審査に必要であることを、いつ、どのような経緯で認識されたのか。こちらについての県の回答ですが、県としては、4月18日付けで書類を収受し、直ちに審査を開始されまして、その審査の過程において町議会の議事録を確認したところ、下段の（1）（2）に示す事象が判明したというものであります。

（1）（2）の内容ですが、（1）は、昨年の12月議会において、新庁舎にかかる予算が可否同数で議長採決の結果可決されたということ、（2）は、本年3月の議会において、新庁舎にかかる予算が賛成6反対4で可決されたこと。こうした状況下におきまして、いわゆる特別議決の要件、3分の2以上の賛成を得られる見込みがあるのかどうか県として疑問が生じ、事業実現の確実性を判断するため、その見込みを確認する必要があると判断したというものであります。

以上が県の疑義事項および県からの回答についての報告でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらはこれまでに何度もご報告をさせていただいております、位置条例の制定見込みに関する県との協議経過の一覧です。直近の町の回答につきましても、右の列、8月1日付の回答となります。この回答において、上から7行目の部分、課題となっております位置条例については、反対の意思を示されている4名の議員からは、町民への説明が足りないこと等を反対の理由として挙げられています。そこで町としましては、

全町民を対象とする説明会を開催し、町民への説明を尽くすとともに、反対されている4名の議員にもご理解をいただけるよう努めていく。このために、今しばらくお時間をいただきたい、という内容で県に回答をさせていただきました。

裏面をご覧ください。8月1日の町の回答に対し、8月10日付で県より通知がございました。具体的には下から3行目の部分となります。今後、町が実施する全町民への説明会および議員への説明について、実施状況と結果について改めて報告するように、ということでありまして、結論まで若干のお時間をいただいたところでございます。

最後になりますが、資料3をご覧ください。こちらは新庁舎等整備事業に係る、全町民を対象とした説明会の開催案内です。文面の最初の所ですが、町議会という言葉を入れさせていただいております。これまで、新庁舎等事業の取り組みにあたりましては、町と議会は一体となって取り組んでまいりました。その意思是今後も変わりません。

今回、町民の皆さまに、より一層のご理解をいただくために開催します、この説明会につきましても、町と議会が一体となって開催していくことが望ましいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。なお、説明会の会場、日時については中ほどに記載のとおりであります。事前質問については募集をしていく形で進めてまいります。

裏面をご覧ください。こちらは7月18日の関係者説明会で配布を致しました、これまでの経緯をまとめた資料を載せております。また、中綴じの部分となりますが、議会のたよりの抜粋を参考に載せさせていただきました。

なお、説明会の開催案内につきましては、9月1日号のほっとみたけに折込のチラシとして全戸配布する予定でありますので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願い致します。

以上、簡単ではございますが、資料についての説明となります。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございました。

まず、資料1、2の県とのやりとりについて、何か質問はございますか。

委員（清水亮太君）

確認なんですけど、令和4年4月18日に（農地転用許可申請の）審査を開始したとありまして、議事録等を確認して以下の事象が判明しました、令和4年3月開催の第1回定例会における賛成6、反対4。その辺がちょっと、この4月18日に議事録は出来ていたのかなと、単純な疑問なんですけど、出してたんですかね。つまり、そこら辺の議事録が出来ているか出来ていないかが気になるところで。中身は要は賛成か反対しか気にしていなくて、討論の中身は全然、重視していないですね。

総務防災課長（古川 孝君）

県の方から、ホームページで確認しましたということで、その写しを付けて、ここにこういうことが書いてありますということで通知をされています。ホームページにすでにアップされていたということです。

委員（清水亮太君）

要は中身は気にしてなくて賛成か反対しか気にしていないということですよ、県は。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

県の担当者に確認しましたところ、確実に人数、3分の2以上がいるかどうかだけが焦点となっておりまして、中身というよりは人数に注視しているという感じで受けております。

委員（奥村悟君）

議事録の確認というのは、うちから送ったのか、県が入手したのか、そこら辺はどんな状況ですか。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

県の方が独自に調べ上げたと聞いております。町のホームページに載っていた議事録から確認したと伺っております。町から何か資料を差し上げて、こういう状況でしたと示したことは一切ありません。

委員（奥村悟君）

この1番、2番に重きを置いているということなんですが、実際4名の議員の方が5月27日に要望書を出してみえますね。この要望書を重視したというのか、この辺がちょっと分からないのですけど。お互いの確認はしていないのですか。

総務防災課長（古川 孝君）

県の担当者とも直接話をしているのですけれど、担当者からはこの要望書を非常に重く受け止めていますという回答をいただいています。

委員（奥村悟君）

口頭でね、文書では出ていない。

総務防災課長（古川 孝君）

はい、そうです。

委員（清水亮太君）

4人の方が出された要望書ですけれど、私の感覚で言うと議会を通っていない文書なので、あくまで議員の私文書って言ったらい方は悪いかもしれませんが。所詮は私文書かなと思っっているのですけれど、それを重く受け止めることに対して、それは法律上のことは確認されていると言われましたけれど、果たして本当にいいのかなど。許可申請に議員の個人の意見

が反映されてしまっているのは、非常に不健全な状態だと思います。その点を本当に県は法律上大丈夫だからというところで正当性を訴えていると、そういう認識でよろしいですか。

総務防災課長（古川 孝君）

県の担当の見解ですけれど、手続き上、本当に良いやり方だったのかはまず別にして、御嵩町の議員の方々4名の名前を入れた文書ということなので、これは重く受け止めざるを得ない、という回答をいただいております。

委員長（安藤信治君）

他はいかがですか。

委員（福井俊雄君）

資料2に、全町民を対象とした説明会の下に、4名の議員がそれぞれ反対する理由を聞き取り、丁寧に説明する機会を設けることで理解を深めていただくことが賛同につながる、これだという内容ですか。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

個別での聞き取りの手法もあるかと思えますし、こういう特別委員会、皆さんがおられる場での自由な討論等もあります。手法については具体的には決まっておりませんが、4名の方の理由をしっかりと聞ける場を設けていかないといけないかなということで、このような回答をさせていただいたところであります。

委員長（安藤信治君）

他にないですか。

それでは私の方から。資料1の7月15日付の文書の中に、農地転用後の新庁舎建設の実現性を担保すると書いてありますけれど、実現性というのは何をもちいて実現と捉えているのかなど。結果的にいつの時期になるのか分かりませんが、地方自治法上の事務所移転の条例が出るわけですよね。その時に庁舎がどれくらい出来ているか分かりませんが、確実に農地転用の許可が出れば庁舎は出来ますよね。私はそれで実現だと思っていますけど、その辺の見解は県は何か言っているのですか。

総務防災課長（古川 孝君）

私からも再三にわたってお話はさせていただいているのですが、県としては今現在出てきている農地転用を審査するにあたって、今現在の議員の皆さまの賛成、反対の数のことしか判断していないということなので。先のことですよ、令和6年以降にやると言っていますよ、という話をしていますが、あくまでも今現在の判断でということなので県から説明をされている。そこが何を話しても平行線になっているというような状況です。

委員長（安藤信治君）

分かりました。ありがとうございます。

他どうですか。

委員（清水亮太君）

今現在ということは確かにそうかと思うのですが、一部議員さんは許可が下りた後予算が通って行って、どんどん建物が出来ていったら賛成せざるを得ないよねという話もされていたと思うのですけれど。それは将来の実現性の担保にはならないのですか、県は。すみません、ちょっと確認です。

総務防災課長（古川 孝君）

そこも説明はさせていただきました。予算がついておりますので、例えばものが出来てしまったら、目の前にもものがあるのに入らないということになりません、という話も当然担当にはさせていただきましたが、担当はあくまでも、でも今は4人の方が反対されていますよね、位置条例は今の状態だと通らないです、建物が出来ても中には入れないんじゃないですか、そういう話をされる。もうずっと何回も同じ話をしているのですけれど平行線です。

委員長（安藤信治君）

私の方から今のことで。仮に今現在3分の2がクリア出来たとします。そうすると今度、庁舎整備がどんどん進んで行って位置条例が最後にペケということもあり得る、新しいメンバーに来年改選があるから、それ以降に特別議決をした時にペケってなる可能性については県はどう考えているのでしょうか。そういう可能性も、逆の場合もある。

総務防災課長（古川 孝君）

安藤委員が言われたようなことも当然ありますけれども、県は今現在のということしか話していただけないです。議員の構成も変わるので当然変わっていく可能性はどれだけでもあると思いますという話もしています。将来のことですよね、という話もしていますが、県の方は曲げてくれない状況です。

委員長（安藤信治君）

分かりました。

他にどうですか。

委員（奥村悟君）

農地法の5条申請について、町から県へ進達をしたわけですが、県の方は農地法上は問題なしということできているのですが、ただ県の農政部へ行ってということですので、先ほど言われたような事業実現の確実性について判断するという事なんですけれども。資金計画等の中で、これは確実だと思うのですけれど。ただ位置条例の関係だけで県は認めないと言っ

ているのですけれど。こういった事例は御嵩町だけなのか、全国的に見て、岐阜県においてそういったものはあるのか、そこら辺が不思議でならないのですけれど。安藤委員長が言われたように、今言っても令和6年、議員の構成が変わった時に反対ということもあるので、そこら辺は少し疑問点があるわけですが。どう受け止められているのかお聞きしたいです。

総務防災課長（古川 孝君）

先ほどから再三申し上げますが、あくまでも農地法の判断基準の中の一つである事業実現性という観点から位置条例の賛成、反対の数を確認させていただいてますという回答のみです。

委員（奥村悟君）

こういったことは今まで事例としてあったのですか。

総務防災課長（古川 孝君）

他の県は栃木県の事例ですが、農地法を踏まえて庁舎をやられたところもありますけれど、その際は特に位置条例は農地法の判断基準にはあげられることもなく、農地転用の許可が下り、庁舎整備が終わり、位置条例を制定されたという事例はあります。

ただ、あくまでも許可権者は岐阜県であるということで、岐阜県としてそれを判断基準としていると主張されてしまうので、よそはよそです、うちのうちですという話です。

委員長（安藤信治君）

よろしいですか。

議長、オブザーバーですが何かないですか。

議長（高山由行君）

今の話は別として、話変わって説明会の話、今説明してもらったので、その件については事前にこういうのをやりますということで、議長にお話がありました。これから皆さんでこの話も話し合っていて、議会として一緒になってやっていくのは私は当然だと思っておりますが、皆さんはどう思っておられるか意見をお願いしたいと思っております。

県からのこういう話もあって、これから順次聞いていくと。県へ御嵩町としての回答もしておりますので、当然説明会はあって然るべき。これから住民の理解も得ていきたいということは当たり前の話ですということで、私はこの話を特別委員会ですてくださいというお願いをしました。以上です。

委員長（安藤信治君）

そうしましたら、県とのやり取り、農地法の関係はここで打ち切りまして、これから新庁舎等整備事業に係る説明会ということです。

執行部の方から敢えて御嵩町および町議会という表記がしてあるということで、一体となって

やるべきじゃないかと、当然我々もどういう形で参加するのか今のところ未定ですけど、そういうことも含めて。9月18日、20日、22日の3日間かけて全町民に改めて説明会を町がやるべきだという提案がありました。

それからもう一つ、先ほど福井委員が言われました、4名の議員にはそれぞれの反対する理由を聞き取りという表現もありましたので、そういうことも含めて一回この場で協議願いたいと思います。よろしくお願ひします。

いかがですか。

委員（奥村悟君）

3日間の説明会は、冒頭に御嵩町議会となっていますので合同で行うのか。ひな壇に執行部と議員もということですか。

総務防災課長（古川 孝君）

そのようなイメージでおります。

委員長（安藤信治君）

他にありませんか。

議長（高山由行君）

ぜひ、積極的に意見を言っていたきたい。

委員（奥村悟君）

説明会は1時間ほど取ってありますが、事前質問もありますが、質問を受けるのか説明に徹するのか、どういう考え方が教えてください。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

我々の方で端的に新庁舎等整備事業の必要性について答える時間を設けさせていただきまして、メインは町民との質疑の時間に重きを置きたいと今のところは考えています。

委員（清水亮太君）

議会が参加するということが総意なのか分からないですけど、個人的には当然参加するべきだと思っています。なかなか最近こういうことに対して参加する、参加しないという所からまず話し合わなきゃいけないなっていう空気を感じています。参加することに法的な義務があるのかなのかということもあるのですが、ぜひ、その辺、私は当然参加しますが、他の方の参加をどうするのかということをしっかり詰めないと、またおかしなことになってしまうのではということもあります。それぞれ意見を言ってもらうのがいいのかなと私は思いますが、どうなんでしょうか。

委員長（安藤信治君）

どうですか、清水委員から提案がありました。

最近の経緯を見ますと、出られないケースが無きにしも非ずですので。御嵩町議会という名を打てば、私も基本的には全員参加という感覚でいるのですが、もしこの会に私は出ないという思いがあるようでしたら、この場でぜひ言っていただきたいと思います。

出ない、出るというのは自由だと言われるものの、やはり義務として果たさなきゃならん部分もあると思いますので。清水委員も言われたように、皆さんの意見を一人ずつ聞くという格好でいかがでしょうか。

(よろしいですよ という声があがる)

よろしいですか。岡本委員よろしいですか。

委員（岡本隆子君）

はい。

委員長（安藤信治君）

よろしいですか。

委員（岡本隆子君）

はい。

委員長（安藤信治君）

それでは、大沢副委員長から。

副委員長（大沢まり子君）

説明会に関しては、執行部の説明会に関する資料の裏を見ますと、位置に関しては議会が関わっているんだと、議会がここがいいんじゃないかとしっかり協議をした経緯があるわけですので、議会がこの経緯に至って、今違う状態になっているということの説明は絶対に必要だと思いますので、全員で出席してしっかりとそこを、説明責任を果たしてくださいとおっしゃられている以上、全員が説明責任を果たさなければいけないということだと思っております。全員参加で進めていただきたいと思います。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございます。

岡本委員。

委員（岡本隆子君）

まず、これ共催でやるということですね、この説明会ですけれど。それで、結論から言いますと、この会に出るかどうかということは、私はこういったことは弁護士に相談しながらやっておりますので、この場で出る、出ないというのはお返事出来ません。説明責任はもちろん果たすつもりでおりますので、設定とかそういったことについて、きちっと詰めた中で公正公平な会場の中で説明会に参加するという事はやぶさかではありません。出席義務というのは何

が根拠かっていうのがよく分からないのですけれども。今この場でお返事は出来ないということとです。以上です。

委員長（安藤信治君）

山田委員。

委員（山田儀雄君）

5月25日全員協議会がありましたね。賛成が多数ということで、私は司会をやっていたので、色々確認をさせていただきました。反対をされる方については、町民への説明責任もあるよというようなこともしっかり言ったつもりです。その後の27日にこういう形になって、その後の全員協議会でも私は確認したんですけれど、やっぱり反対の人は説明責任があるよと、一緒にやりましょうと言ったこともありますけれど、ぜひやってほしいと思います。全員で。皆さんの前で自分の思いを述べていただきたい。

場所についてはあそこに決めたので、今までかなりの時間があつたわけです。規模を大きくする、小さくするという形でも。工事はだいぶ進んでいますので、何とかその辺の説明をしっかりとしていきたいという思いがあります。

委員長（安藤信治君）

安藤雅子委員。

委員（安藤雅子君）

私も説明というのは全員で行うべきものだと思いますが、今議会が反対、賛成二つに割れている状況の中で、同じ場で同じ立場で説明を、議会としてまとめたものとするというのは難しい状況なのかなと思っております。どういう形で町民に説明をしていくかについては、もうちょっと議会の中で、どういう形であればそれぞれの考えをきちんと町民に説明をしてお伝えをすることができるのかという話し合いをした上で説明会に臨めるといいのではないかと考えます。

委員長（安藤信治君）

伏屋委員。

委員（伏屋光幸君）

私の方からは、岡本委員が言われましたように、一応ちょっと時間をください。弁護士と相談の上、出席、欠席は決めさせていただきます。以上です。

委員長（安藤信治君）

奥村委員。

委員（奥村悟君）

私は大いに賛成です。出席したいと思っています。住民への説明責任、コロナ禍の中でなか

なか住民への周知がされていないという話も聞くわけですが、色々な媒体を使ってやってきてはいるわけですが、今回こういう形で3日間やって、私たちが声を掛けながらたくさんの方の住民に参加していただいて、きちんと説明ができれば成功かなと思います。

やはり議員として自覚を持つことは大事ですし、説明責任はきちっと果たさないといけないので、弁護士さん通すとかの話じゃなくて、一個人の議員として果たすべき役割があると思います。今までも庁舎整備については、4人の皆さんも挙げられて採決をして議決してきているわけです。そういった中で、ここで踏み止まるということは、本当に如何なものかと思うわけです。

きちっと議員全員が説明会に参加して住民の声をきちんと聞いて、どういう意見が出るかは分かりませんが、それにきちんと答えて説明をして進めるべきじゃないかなと思います。そこでも生の声が聞けるわけですから、出席するべきではないかなと思います。

委員長（安藤信治君）

福井委員。

委員（福井俊雄君）

説明会について、やることには反対しないんですけど、この会を公明正大でやるかどうかというのは、やはり今までの経緯から言って、弁護士と相談する必要があるので、私はそのことを相談して返事を聞いてから返事をさせていただきたいと思います。以上です。

委員長（安藤信治君）

清水委員。

委員（清水亮太君）

私個人は当然参加します。残念なことに弁護士さんと相談される、結果どうなるか分からないですけど。反対されている方は反対される方で当然、反対される方の代表と言ったらおかしいですが、別に反対するのは自由なので堂々と主張すればいいじゃないのってことです。当然反対される方はいるので、だったらあなた達代表して、こういう所でどうしてだめなのってことをしっかり主張するのが責任なのかなと思います。反対されるということは当然案はあるわけで、その案を示した上でそこに造るより自分たちの思う所に造れという持論をしっかりと主張する、それだけです。そんな難しいことじゃないですよ。以上です。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございました。

議長よろしいですか。

議長（高山由行君）

今、論点が二つあって、新庁舎等整備の事業に係る説明会を議会としてやってもいいのか悪

いのかという一つの論点と、もう一つは説明会があった場合、反対されている議員さんは弁護士さんと相談してということでしたので、参加することを弁護士さんと相談するのか、この説明会の有無を相談するのか聞いてほしいです。

委員長（安藤信治君）

どうですか、答えられる方。今3人の方で。

議長（高山由行君）

福井委員は今ちらっと意見は言われた。その中にも疑問点はありますが、公明正大は何かってということで、公明正大の具体的なものを示していただければ。

委員長（安藤信治君）

岡本委員いかがですか。公正とか公平とか言われたんですけど、この説明会が公正か公正じゃないかということも含めて弁護士に相談ということですけども。どうですか、その辺は。

委員（岡本隆子君）

公正じゃないと考えます。何故ならば、これ一方的な資料ですよ。私は公明正大ではないと思っています。それと議長が言われた、参加することと、この会をやること自体がどうかということ、私は議会と一緒に開催するということ、前の地権者説明会の時と一緒に思うんですけど。これ議会と一緒にやることなのかなということは思っています。ですので、開催そのものに異論ということが一点、それから公明正大と言ったのは公明正大じゃないと考えるからということです。以上です。

委員長（安藤信治君）

この資料を付けるのがだめだということですか。

委員（岡本隆子君）

この資料だけではだめだということです。

委員長（安藤信治君）

他にどんな資料を付けるの。

委員（岡本隆子君）

今はまだ具体的に言えません。

委員長（安藤信治君）

このレジメみたいな主な説明内容とかについては、町が我々に示してきてくれた、財政シミュレーションであり、計画であるわけですね。これに内容的に反対しているということじゃなくて、事業費と将来負担の考え方等を疑問に思っている方がたくさん見えるみたいですので、そういったことを当然この場で主張することになるのかな、そういうことが公明正大ではないと考えてみえるけれど、ちょっと分からないですけど。どうなんですかね、その辺は。先ほ

ど清水委員が言ったように。

議長（高山由行君）

公明正大という言葉は福井委員が言っただけで。岡本委員が言われているのは説明会をやること自体が、今まで私たちにも相談をしっかりと密に詰めていなくてということじゃないの。

委員長（安藤信治君）

ただ、さっき町および町議会というのは執行部からの一種の提案だと私は考えたのですが。私は当然一緒にやるべきだと考えて異論はないんですけど、そういった部分についても思われる方もあるような感じがするのだけど。町議会って言えば全員の話ですから。

委員（岡本隆子君）

ですので、町議会というふうに一括りにすれば、これ採決すれば過半数になりますよね。そういうやり方で結局予算を通してやってきたわけです。でも特別議決は3分の2じゃないですか。まず議会と一緒にやるということ自体が私はおかしいと思います。やるとすれば、やり方は別として、まず切り離すべきじゃないかなと思います。何で一緒にやるのかなと思います。

委員長（安藤信治君）

町は町でやりなさい、議会は議会でやりなさいということですか。

委員（岡本隆子君）

やり方は別として、町は町でやればいいですし、町のスタンスで。

委員長（安藤信治君）

結果的に議会だけで単独でやったとしても、今の勢力図というのは変わらない状態で議会が説明会をやらないといけない。

委員（岡本隆子君）

勢力図は変わらないと思います。

委員長（安藤信治君）

そうすると一緒でしょ。

委員（岡本隆子君）

それは違うでしょ。

委員長（安藤信治君）

岡本委員たちは、議会でやる時もそれは公明正大じゃないから。

委員（岡本隆子君）

やり方だと思います。

委員長（安藤信治君）

だから具体的にどんなやり方が出来るのかなということをお聞きしたいんですけど。どんな

やり方があるのかということ。自分たち4人だけでやりたいとか、そういうことをおっしゃるのなら別ですけど、そういうことをおっしゃらないのなら議員11人でやるしかない状態ですけれど。そうなってくるとどうしても今の勢力図が付いて回る。単独でやられるというなら、私の方は問題ないですけど。

ただ、説明が足りないという反対意見の中にもあったし、県の方もそういった意見を汲んで、9月に改めて3日間かけて説明会をやるという話になったから。議会がどう関わるかは別にして、町は当然このまま進めるというのは当たり前です。我々がそういう会議に議員全員不参加でいいのかどうかというのは私は疑問ですけど。どうなんですか、説明される予定があるんですか、4人で。聞いていると、そういうことには一切参加しないという感じに私は思えてならないのですけれど。そうじゃないですか。

委員（岡本隆子君）

4人は4人でこの間も説明会をやりましたし、チラシも配っています。

委員長（安藤信治君）

それは全町民対象ですか。

委員（岡本隆子君）

そうですね、全町民対象でやりました。

委員長（安藤信治君）

どういう方法で全町民に周知されたか。

委員（岡本隆子君）

やれる範囲での周知と。

委員長（安藤信治君）

どういう方法で、全町民に周知できるような方法をとられたかということを知りたいです。

委員（岡本隆子君）

それは防災無線は使えませんので、自分たちで。

委員長（安藤信治君）

どうしても議会の構成がこういった力関係になっているということで、議会全体でやると公明正大、公正じゃないということをおっしゃるわけですが、弁護士の回答を待つことになるのですけれど。

方法として簡単に言えば、ここに議会という名前を挙げるかどうかということを含めて、これ採決取ればそのままいってしまうわけですが、どうなんですか。町だけでやってもらうという話にするのか、議会として出るのか。そういう方法も無きにしも非ずですが。これは一種の町からの提案ですから、議会としてどう受けるかです。

副委員長（大沢まり子君）

1については、議会が先行してと言いますか、議会が議論をして全会一致でこの場所が優位じゃないかということでもとまったんですよね。これが覆されているという状況で、覆した理由ははっきり述べていただかないと、町民の方にも。

自分たちで資料を作って配られているということですが、そういったことでも、もっと町民全体に平等にそういうことを示していただかなければならないのではないかと思います。ですので、ここに議会が評価し優位な所に決めました、議会としてはこういう意思でやっていますよということを受けて、あの場所に準備をしているわけですね。だから町だけで説明をして、何故あの場所に4人が反対しているのかと聞かれても、町は答えられませんよね。この間の地権者と杉山第三学園への説明会と同じで4人が不在では意味がないと思います。今回も出られないということであれば、安藤雅子委員も言われましたが、この議会の中でもっと議論をどんどんやらしてもらいたいと思います。何のために反対をされているのか、誰のために反対をされているのか、この結果どなたが利益を得て、どなたが困られるのかということをしかりと把握していただいた上でのご意見なのか、ということをお聞きしてもなかなか答えていただけない、今まで何度もありましたけれど。

この議会の中で本当の意味での議論を尽くす。条例にもあります、皆さん自由討議しましょうとおっしゃられた方が言われたいというのが一番ネックで。色々話し合いをしたいなと私は思います。進めてきたのはここにある通り議会だということを忘れないでいただいて、この時皆さん一緒でしたよね、並んでおられる方。それを覆したということは、そして覆してどうしたいのかということをお聞きしたいです。それを明確にしていきたい。どうでしょうか。

議長（高山由行君）

住民への説明会って、賛成の方、反対の方ではなくて、住民に対しての説明責任を果たすというように純粹に考えられませんか。議会としての責任を果たすということで考えられませんか。お互いに賛成の方は賛成の方で住民に対して説明する、反対の方は反対の方で住民に説明するっておかしくないですか。一緒になって住民の前で議論を闘わせればいいじゃないですか。それができませんか、皆さん。それが議会というものだと勉強してきたんじゃないですか。

今の状況では、議会だけで住民説明をやるというのは、議長として難しいと思います。何故難しいかということ、例えば懇談会の申し込みがあった場合に、弁護士から何らかの話があると、懇談する特定の団体にも色々ありますし、議長として今の状況で議会だけで説明会を催すということは本当に自信がないです。だからこういうものについて、説明会がどうのこうのということは、賛成の人も説明をするし、反対の人も説明するし、議員として意見を述べて住民に対して説明をしていくというのが説明責任を果たすということだと思っているので。純粹に色々なこ

とを考えずに説明をするということは考えられないのかなと思うのですけれど。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございます。

現段階では、3名の方は弁護士に相談して回答するというので、これ以上お聞きしても多分答えていただけないということですが、少なくとも、町はこの説明会は議会の意向どうこうということなく進めていくと思います。進めてくれると思います、私は期待しているんですけど。その中に町議会という名前を入れるかどうか。3人の方の返事を待つ前に、議会も一緒になってやるという格好で、この説明会を進めていくということによろしいですか。採決取る話でもないと思いますが。

委員（奥村悟君）

賛成の議員が説明すれば、賛成の方が集まってくるというケースが多いですし、4人の方が開けば、当然反対の方が集まられる。となると、それぞれの議員の生の声が聞こえないわけです。そちらに出られた方から聞きづてに聞いて、それが本当か嘘か分かりませんよ、それが聞きづてで回って聞こえるということです。真の住民の反対、賛成の意見を双方の議員も聞きたいわけです。こちらの塊、こちらの塊でやっているわけですから。本来は、御嵩町全体のことなら全員が集まって、そこで議論、討論をして、反対の住民、賛成の住民の生の声を聞くことが本当なんじゃないですか。それぞれがやって聞きづてに聞いて、そういう風ではやっぱり良くないと思います。

委員長（安藤信治君）

おっしゃることは十分分かりますが、結果的に県の例の特別議決に向けての一種の町の方針みたいな、そういった取り組みですので、これは町が、我々が参加する、参加しないではなくて進めていくと。議会としてこれに賛同して一緒にやりましょうという話になると思うのですが。そういうことを決めていかないと、うやむやにしておく町も困ると思います。

どうですか、町議会という言葉を入れて、議会も一緒にやるという格好でよろしいですか。

委員（奥村悟君）

それでないと、先般行政懇談会やりましたよね、執行部が。議会を外すと行政懇談会と同じパターンで、執行部が説明して議員は後ろの席で聞いているという話ですよ。それと同じパターンになってしまいますよ。

委員長（安藤信治君）

分かりました。

3名の方はこの会議に出られるか出られないかということは弁護士を通じて回答するというのでよろしいですか。

委員（岡本隆子君）

はい。

委員（山田儀雄君）

何とか出てほしいですね。そういう形で相談されるとうれしいかと思えます。

委員（岡本隆子君）

出る、出ないは相談しますが、私はこの共催ということには反対です。合同で説明会をやるということには反対です。

委員長（安藤信治君）

分かりました。

副委員長（大沢まり子君）

どういう理由ですか。

委員（岡本隆子君）

何故議会と一緒に説明会をやるのか。議会と行政は立場が違うと思います。それを一緒にやるというのはおかしいと思います、私は。

副委員長（大沢まり子君）

だったら、どうだったら出来るのですか。議会だけでやるということですか。

委員（岡本隆子君）

議会は議会でどういう形でやるかっていうことを、安藤雅子委員が言われたように、そこを話し合ったらどうなんでしょうか。さっきから言っているように、公平で公正で、どの議員もちゃんと主張が保障されて、そういう場ですね。そして議員として活動できる、話ができる、そういう場というのを、じゃあどうやって説明していくんだという中で、色々な設定の仕方があると思うのですが、そういうことも含めて私は考えていくべきだと思います。私はですよ。

委員長（安藤信治君）

先ほど安藤委員が言われたように、どういう形であればということですが、ある程度、ここにも勢力図みたいなのが出てくるわけですが、あくまでも4人の方がこういう形でやりたいという提案をされるわけですね、議会へ。

委員（岡本隆子君）

私たちが提案するのではなくて。

委員長（安藤信治君）

土台がないと何もできないでしょ。

委員（岡本隆子君）

やりたいという提案があれば、住民の方とか。

委員長（安藤信治君）

だから、あなたたちが提案されるわけですね。

委員（岡本隆子君）

私たちが提案するわけではないです。

委員長（安藤信治君）

どういう形でやるかという話になると。我々は町と一緒にやるで十分ですから、7人の方は。それが嫌だって言う話だから、自分たちでどういう形ならいいっていうことを提案されないと、議会でも議論できないということです。

委員（岡本隆子君）

それも含めて弁護士と相談の上、お答えします。

委員長（安藤信治君）

分かりました。

委員（岡本隆子君）

今はそれだけです。

委員長（安藤信治君）

はい。

それでは、町の方としては議会という名前を入れるという格好でよろしいですか。採決取った方がいいですか。

委員（清水亮太君）

取った方がいいんじゃないですか。

委員長（安藤信治君）

では、入れることに賛成の方。

委員（安藤雅子君）

すみません、ちょっといいですか。

こういう賛否の語り方をして、今まで解決が出来ずに、ずっと同じことの繰り返しでここまで来ているので、私はここで合同でやる方がいいのか悪いのかを賛否を取るのではなく、もうちょっときちんと話し合いをした上で。

委員長（安藤信治君）

だから、どういうことを土台にして話し合いたいのかを言われないので。弁護士を通して考えるとやっているの。土台がないから、話し合う。言われるのはもっともだと思うけれど、話し合う土台が何もないのに、どうするかっていう。この日にちも迫っていて、9月1日に出すという話です。だからあの時に私は賛成しなかったという話も出てきた場合もあったので、

敢えて採決取りましょうということですけど。いいですよ、皆さん同意したということで採決を取らなくても。私の判断でおおよその人が賛成しているだろうということで町へ名前を入れてください、合同でやりましょうということでも。何か提案があればいいですよ。こういうことをやりたいと。これからまだそのことも議論できますから。

委員（安藤雅子君）

先ほどから弁護士とも相談をしてという言葉が今日は3人の方からあるのですが、説明責任があって、自分たちの持っている意見に対する説明をしなくてはいけないし、すべきだと、同じように4人も考えてらっしゃると思います。その機会をどのような形で設けるとできるのかというのが問題だと思っていて、私は賛成ですが、賛成の方たちで数の理論で、こういう機会を設けるのでここで説明をしてくださいと言っても、今まで説明していただけなかったというのは、それなりに反対と言っている4人の中に、そういう形での自分たちの意見の表明の仕方というのは問題があるよね、という認識があったと思います。今ここで同じことを繰り返すよりは、4人からどういう形であれば説明ができるのかということをご提案していただいて、その上で議会としてはどう動いていくのかということをご考えた方がいいと思います。それではないと、同じことの繰り返しにしなければならないなと思います。

委員長（安藤信治君）

これは町の説明会で、議員だけの説明会は議長が今の段階では無理だろうと。岡本委員に何か提案があれば出してもらわないと出来ませんよということをおっしゃったんですけど。この件に関して、町はどんどん進めていくわけです。議会が名前を書こうが書かまいが。それを聞いているだけの話です。

委員（安藤雅子君）

議会が名前を書こうが書かまいが町として進めていかなければいけないということはよく分かっています。日にちも差し迫っているので、時間的ゆとりがないということも分かっています。でも、今このまま議会が共催という形で多数決を取って進めても、また同じことの繰り返しになるのではないかなという心配をしています。

委員長（安藤信治君）

説明が足りないっていう声がたくさんあるということだったから、我々は議会としては町が説明することで異論はないはずだから、我々の説明責任も果たせるということですよ。一緒に参加すれば。

委員（安藤雅子君）

どうですか。では、これに間に合うようにどういう説明の仕方なら参加できますよということ、どういう形であれば参加して説明責任を果たしますよということを、なるべく早急に4人

が弁護士と相談した上で早く返事をいただく、ということはどうなんでしょうか。同じ所で足踏みをして、同じことばかり何回も繰り返すよりは、私はその方が進展があるのではないかと思いますし、説明をするという意味は4人もきちんと持っているので、できるだけ具体的に方法を早い時期に提出していただけるように、4人には努力をしていただくということでどうなんでしょう。

委員長（安藤信治君）

岡本委員、どうですか。できるだけ早く弁護士に相談して結論を出していただくということで。

委員（岡本隆子君）

それは可能です。出来ます。弁護士に相談して。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

こちらのチラシを9月1日号ほっとみたけの折込で配布しようと考えております。そのタイムリミット等を考えますと、今日ご承諾いただけましたら、すぐ印刷業者をお願いして来週ぐらいに出来上がったものを広報をやっている丸理印刷さんに持って行ってという段取りを考えていたのですけれども。早めに結論をいただきたいというところではあるのですが、町議会という所が難点ということでありましたら、例えば、現在課題となっております新庁舎等整備事業について等としておいて、先にこれだけでも配っていきたいというところがあります。その上で参加する、参加しない。

総務部長（各務元規君）

係長、別に手差しで通常の通りにすればもっと日にちは延びるよ。ほっとみたけに折り込もうとするからタイムリミットが迫ってくるだけなので。議会も今色々と議論をしていただいているので、議会が結論を出していただけるようなら、職員が手分けをすることになるけれども、そういう手法をやれば出来る。

委員長（安藤信治君）

それにもタイムリミットがあるでしょ。

総務部長（各務元規君）

もちろん。でもそれは2日前だった。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

2日前です。8月30日までに仕分けをする。その前に印刷をしなければならないので。印刷する時間がいります。

総務部長（各務元規君）

印刷する時間のタイムリミットが何日ぐらい。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

来週の22日、23日くらいまでに手元にほしかったですけれども。

委員長（安藤信治君）

安藤雅子委員、町議会と入れることに異議がないかどうかという話、もし3人がだめだという話が出た時にどうするのですか。

委員（清水亮太君）

代弁する必要はないと思う。喋ってもらえばいいんじゃないですか。岡本委員は意見を言われた。

委員長（安藤信治君）

どうなんですか。

委員（安藤雅子君）

それは、清水委員も言われたように、私が返事をするのでしょうか。

委員長（安藤信治君）

4人の方が、谷口委員がどうかは分からないけれど、気に入らないと、町議会と入れることは。そう言われた時に、これを外すっていう話ですか、あなたとしては。

委員（安藤雅子君）

私は、外す外さないという以前に、やっぱり4人にはきちんと町民に説明をしていただきたいと思いますし、先ほど奥村委員がおっしゃられたように、それぞれの都合の良い人、支持者を集めての説明会だけでは意味がないと思っておりますので、きちんと町民全員に声を掛けた上での説明会というのをしていただきたいと思いますし、それは私だけではなく恐らく4人も同じように考えていると思います。思いが同じであれば、説明する機会というのは4人は設けなければならないと思っております。その機会をいつどのような形でということですが、なかなか4人からの提示がないのであれば、今回こちらから示したように、こういう機会を捉えていただいて、なるべくその場できちんと自分たちの説明責任を果たしていただくという方向で検討し行動していただけるようになるべきだと、そう考えております。

委員長（安藤信治君）

オブザーバー、議長。

議長（高山由行君）

諸々意見が出ました。安藤委員の意見を聞きましょう。時間を1週間くらい求めましょう。

お三方に聞いてほしいのは、弁護士に話を聞いて、この事業について参加するか参加しないか、どういう形態なら参加するのか、そのことを相談しなくてはならないということであれば、相談してまずそれを聞きましょう、1週間くらいかけて。福井委員、1週間くらいでどうで

しょう。

委員（福井俊雄君）

何とか、はい。

委員長（安藤信治君）

よろしいですか。

それでは、オブザーバーの議長から提案があったのですが、1週間ぐらい、ぐらいじゃだめなので日にちを決めておこうか。

議長（高山由行君）

職員には大変迷惑を掛けますけど。すみません、お願いします。

総務防災課長（古川 孝君）

可能であれば23日にしていただければ。

委員長（安藤信治君）

それでは23日までに、岡本委員が言われたように弁護士に相談されて、議長が言われたことも諸々相談されてご回答いただくということでよろしいですか。

委員（岡本隆子君）

はい。

議長（高山由行君）

その前に、何かみんなで全員で話し合うことがあれば、議長として受け付けますので。みんなの意見を、発言できるような体制になって、集めてくれということなら全員集めますよ、いつでも。

委員長（安藤信治君）

弁護士からそれなりの答えが出れば、それに対する対応もしなければなりませんし、議会としての結論も出さないといけないということです。その時に急遽集まっていただくという格好で。いつ頃出るという予定が出ればいいけれど。

議長（高山由行君）

特別委員会を開いていただいて。そういうことでお願いします。

委員長（安藤信治君）

今のこの庁舎整備の説明会については、弁護士の意見待ちということでよろしいですか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（安藤信治君）

それではまとめですが、庁舎等整備事業に係る説明会を町の方は進めていきますので、議会

の方は回答するという話になるので、よろしくお願いします。

続きまして、(2)の杉山第三学園との意見交換会についてですが、局長説明してもらえますか。

議会事務局長（土谷浩輝君）

杉山第三学園との意見交換会についてということですが、先般の全員協議会で杉山第三学園からの意見交換会の開催依頼の通知の写しを配布しておりますし、今日も配布しております。

杉山第三学園からは、7月27日の臨時会を傍聴をされた上で、文にもあるのですが、どうすれば保育施設の建設に向けて進んでいくのかを、全ての議員の方から意見を伺いたい、意見交換会の場を早急に設けてほしい、ということで意見交換会の開催依頼が提出されております。

御嵩町議会としても、御嵩町議会基本条例にありますとおり、議会は町民、町民団体等との意見交換会の場を設けるとともに、町民の声を積極的に聴取するよう努めなければならない、となっておりますので、議会としてもそれに答える必要があると思います。開催に向けてご協議をいただきたいと思いますが、岡本議員の方からこの意見交換会について少しお話があるそうなので、岡本議員よろしくお願いします。

委員（岡本隆子君）

福井議員です。

委員（福井俊雄君）

これ、今の説明のとおり議会に対しての説明ですので、執行部の退席を求めたいのですけど。

委員長（安藤信治君）

何ておっしゃったのかちょっと分からないのですけれど。何を言われたのか分からなかった。

委員（福井俊雄君）

そう思いますけれど、どうでしょうか。

委員長（安藤信治君）

もう一回言ってもらえますか、申し訳ない。

委員（福井俊雄君）

これ今の話は議会に対する杉山第三学園の懇談会を求めているものですから、執行部の方には退席を求めたいと思います。

委員長（安藤信治君）

どうですかね。杉山第三学園、町の方もかなり責任があるようなこともありますので、今までの経緯から言って。聞いていただいてもいいんじゃないですか。どうですか、皆さん、この際。

副委員長（大沢まり子君）

退席していただく理由は何ですか。

委員（奥村悟君）

執行部も関わっていることだから。

委員（福井俊雄君）

じゃあ、これも申し訳ないけれど弁護士との話で、内容証明郵便で送っておりますので。この通りです。

私たちとしては一切説明することはできないので。

[福井委員が資料を配布]

委員長（安藤信治君）

執行部も配っていいの。

委員（福井俊雄君）

執行部の分まで枚数は。

委員長（安藤信治君）

だめなの、執行部は。

委員（福井俊雄君）

今これ照会書を配っておりますので、読み上げさせていただきます。

当職らは御嵩町議会議員谷口鈴男、伏屋光幸、福井俊雄、岡本隆子 以下通知人らといたします の委任を受け、貴法人に対し、貴法人というのは杉山第三学園 理事長 杉山一夫さんです、以下のとおり照会いたします。貴法人は、令和4年8月5日付御嵩町議会高山由行議長 以下高山議長といたします 宛の書面 以下本件書面といたします にて、御嵩町議会議員との意見交換会の開催を求められています。通知人らは貴法人と意見交換の場をもつことはやぶさかではありません。しかしながら、通知人らは渡邊公夫御嵩町長 以下渡邊町長といたします 、高山議長の関与の下の意見交換の場であれば、これまでの経緯からおよそ中立、公正な意見交換の場になるものとは考えられず、出席は拒否する所存です。つきましては、通知人らが意見交換会についての意見を表明するにあたり、お手数ですが、下記の照会事項につき、本書面到達後5日以内に当職ら宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

①本件書面を高山議長に提出するにあたり、渡邊町長、御嵩町職員、高山議長、御嵩町議会議員の関与または働きかけはありましたか。関与または働きかけがあったとすれば、誰からどのような関与または働きかけがありましたか。

②意見交換会の出席者として誰を想定されていますか。全て挙げてください。

なお、中立、公正な場で、通知人らと貴法人との意見交換をすること自体はやぶさかではありませんので、その旨重ねて申し上げます。尤も、意見交換会の設定については、当職

らが全面的に委任を受けましたので、今後、通知人ら4名の議員との意見交換に関するご要望は、当職ら宛に書面にてご連絡ください。

と出しているもので、今はこの回答を待っている段階ですので、これ以上我々が言うことはないので、この件に関しては申し訳ないけれど、私たちはもうこの場からは退席させていただきたいと思います。以上です。ということです。

副委員長（大沢まり子君）

何で議員の仕事が弁護士に委任するんですか。

委員（福井俊雄君）

だから委員会で続けなさい、ということをお願いしたかっただけ、委員会としてやられるのなら。という話です。

委員長（安藤信治君）

岡本委員、どうですか。何か言われるっていう話。

委員（岡本隆子君）

いえ、今福井委員が言われたので。

副委員長（大沢まり子君）

正式な委員会ですよ。正式なものには出席されるということじゃなかったですか。

私たちは弁護士と話をしなくてはいけないのですか。

委員（岡本隆子君）

いえ、これ杉山第三学園からの申し込みですから、杉山第三学園から弁護士宛に申し込んでいただくということです。

副委員長（大沢まり子君）

弁護士に申し込むの。そうすれば4人の方が出席していただけるということですか。

委員（岡本隆子君）

そこに書いてある通りです。

委員（奥村悟君）

意見交換会が出てきたら全部弁護士が通知を出すっていうこと。

[福井委員、伏屋委員、岡本委員が退席]

委員長（安藤信治君）

はい、戻ります。意見交換会は我々7人で行っても同じ話になるだけで、杉山第三学園がどういう回答をされるかは分からないけれど。

(休憩を取りましょう という声があがる)
ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 27 分 休憩

午後 0 時 13 分 再開

委員長（安藤信治君）

休憩を解きまして、あらためて再開します。

御嵩町議会議員との意見交換会ということで、杉山第三学園から開催依頼書が来ていますが、杉山第三学園宛に弁護士の平井法律事務所から照会書を提出されて、この内容をもって3名の議員が退席されましたので、この件については次回の特別委員会で再度協議したいと思います。

以上をもちまして、本日の新庁舎等建設特別委員会を閉会させていただきます。長い時間ありがとうございました。

午後 0 時 15 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

新庁舎等建設特別委員長